

5野高第 140号
令和5年4月17日

保護者の皆様

東京都立野津田高等学校
校長 高柳 勝彦
(公印省略)

「奨学のための給付金制度」新入生への一部早期給付に関するお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解・御協力を賜りありがとうございます。

都立高等学校では、授業料以外の教育に係る経費を支援する、奨学のための給付金制度を実施しております。本制度は保護者様からの申請により東京都教育委員会で受給資格を認定し、経済状態に応じた定額の給付金を支給するものです。令和5年度につきましては、新入生のうち、希望される方は、4～6月分（年額の4分の1）を早期に受給することができます。

つきましては、別添のパンフレットをお読みいただき、早期給付を希望される方は、下記により申請してください。

記

1 支給の対象となる方

次の全ての要件を満たしている保護者です。

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。
- (2) 生活保護受給世帯であること、又は保護者等全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が非課税（0円）であると証明できること。
- (3) 保護者が東京都内に住所を有していること。

2 申請用紙の配布

経営企画室にて、希望者にお渡しいたします。

3 申請書の提出期限

第1回 令和5年5月15日（月）→7月頃給付予定

第2回 令和5年6月30日（金）→9月頃給付予定

4 注意事項

早期給付を希望される方のみ申請してください。7～翌3月分を受給するためには、別途申請が必要です。早期給付を希望しない方は、7月から受付を開始しますので、忘れずに申請してください。

都立野津田高等学校
経営企画室 学事担当
電話 042-734-2311